

法律診断

社会保険労務士 行政書士 牟田美智代事務所



トクシャ！ 特殊車両通行許可

構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な場合、一般的制限値を超えていたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さの制限値を超える車両を「特殊な車両」と扱い、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。

特殊車両通行許可とは、道路の構造又は安全な交通に悪影響を及ぼすおそれがある特殊な車両に条件を付して道路管理者が通行を許可するものです。高度経済成長期に集中的に整備された道路や橋は現在、老朽化が進行し、新しくするにも予算がなく、延命対策が叫ばれています。その延命対策には特殊車両の取締りの強化が最重要とし、国交省は「特殊車両の通行に関する指導要綱」について平成25年1月から改正すると発表しました。

現在も車両重量自動計測装置により繰り返し違反をした車両の使用者に対し指導警告書を送付していますが、それを対面の是正指導書手交にし、繰り返し違反する使用者については名称と指導内容を公表するそうです。この公表はHPに限らず報道機関及び関係行政機関への資料送付もするとしています。

また、高速道路に関しては、道路管理者であるNEXCOが取締りを行います。

NEXCOの違反現場で発行される命令書は全国で年間4,000～5,000件！

命令書の発行が続くと、ある日突然【警告書】が送られてきます。そうなったら、まずは呼出し指導。その後、違反点数により、ETCの大口・多頻度割

引停止やHPで会社名公表など。悪質な違反や常習者に対しては、警察・関係行政機関への通報もあります。

更に、国道事務所が行う取り締まりに便乗して県の環境部も産業廃棄物積載車両点検を同時に行うことがあるそうです。一般的制限値（主に高さ及び重量）の違反→飛散流出の懼れあり→廃掃法違反にならないともいえません。

取り締まり現場で指導を受けるのはドライバーさんです。帰社後、報告がないと、違反の事実にすら気づかない、という状況もあり得ます。

また、許可証を持っていたとしても、積み方のせいで許可の範囲をオーバーしていたりしませんか？今年に入ってから、積載しているクレーンや海上コンテナの横転など、特殊車両による大きな事故が発生しています。車両や積載貨物が大きい分、事故の被害も大きくなるのはご想像の通りです。許可を受けず、また許可範囲を超えて走行させ、死亡事故等が発生した場合、会社も刑事罰に問われることがあります。いま一度、車検証や許可証の確認と共にドライバーさんへの指導・教育も行ってください。

（一般的制限値とは・・・道路法（第47条第1項）により車両の幅2.5m、高さ3.8m、長さ12.0m、車両の最小回転半径12.0m、車両の総重量20.0tと定められています。）